

とかち広域消防事務組合 障害者活躍推進計画

令和 7 年 3 月

とかち広域消防事務組合

とかち広域消防事務組合障害者活躍推進計画

令和 7 年 4 月 1 日
とかち広域消防事務組合長
とかち広域消防局長

I 計画の趣旨

この計画は、障害者の活躍を推進し、全ての障害者が、障害の特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すために、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、とかち広域消防事務組合障害者活躍推進計画を作成したものです。

II 計画期間

本計画は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までを計画期間とします。

III 障害者雇用に関する現状と課題

法第 38 条第 1 項において、消防吏員を法定雇用率の除外職員としているように、現在までの職員募集は、職種を消防吏員に限定し、障害者に限った募集や採用は行っていないが、今後在職中に疾病・事故等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）が在籍することも考えられることから、組織的な体制整備の促進を図る必要があります。

IV 目標

1 採用に関する目標

消防吏員は、法定雇用率の除外職員であるように、今後についても、障害者に限定した募集・採用を行うことは困難であると考えますが、障害者を差別することなく、能力本位の選考を行います。また、会計年度任用職員については、募集条件に身体基準を設けないこととします。

2 障害のある職員の定着に関する目標

不本意な理由で極力離職させないことを目標とします。

V 取組内容

1 障害者の活躍を推進する体制整備

- (1) 障害者雇用推進者として事務局主幹及び消防局総務課長を選任します。
- (2) 5 名以上の障害者の雇用が生じた際は、相談窓口を開設し、障害者職業相談員を選任します。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

中途障害者として身体障害者となった職員が身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等に配慮します。

3 障害者の活躍を促進するための環境整備・人事管理

(1) 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対して、必要な配慮等の有無を把握することとし、当該職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならないよう適切に対応します。

(2) 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行いません。

ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。

イ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。

ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。

エ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。

オ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。